

北側一雄・幹事 公明



——衆参両院で憲法改正に前向きな勢力が3分の2を占めたと言われる。議論をどう進めるか。

「自民、公明、維新の各党は、憲法のどこをどう改正するか一致していないし、民進党も憲法改正が絶対だめとは言っていない。憲法改正案は法律案や予算案と違い、与党、野党という観念はふさわしくない。全く政局から離れるのは難しいかもしれないが、当面の政局から一歩離れた形で冷静に議論して行った方がいい」

「70年前には想定されていなかった課題、たとえば地球環境問題に関する国の責務についての議論などはあっていい。

ただ、変えないと不都合があるものを優先すべきだ」——不都合と指摘されているのは、緊急事態条項の不備と、1票の格差問題から出来た参院選挙区の合区の問題などだ。

緊急事態 海外参考に

「緊急事態条項では、災害時の国民の権利制限を求め、大災害時にも国会議員の任期を延長できない問題を、議会制民主主義の観点から議論すべきで、緊急事態の定義が難しいが、海外の例も参考にすべきだ」

「参院の方は、参院議員を今のような『全国民の代表』となく『地域代表』とすることが考えられるが、その場合、衆参の役割の見直しについても相当議論しなくてはならない」

「9条については、わが党は1項、2項は堅持する立場だ。その上で自衛隊の存在と役割を憲法に明記すべきだとの意見もあると思うが、今国民で自衛隊が憲法違反という方は極めて少数だろうから、優先順位は高いかどうか。また自衛の措置の範囲は、平和安全法制で明確にしたところで、これを変える必要はない」